

総論 4 電気通信事業法を理解するのに有用な行政法の予備知識

1. 行政法分野概観

(1) 「行政」の定義

ここでは行政法学の多数説に従った解説を心がけない。電気通信事業法を読むときにこのように理解すればわかりやすいという都合で書かれているので、まっとうな行政法学者にとっては「聞いたこともない」見解になっている可能性があることをお断りしておく。

行政法の教科書を開くと「行政とは何か」とか「行政法とは何か」という定義にページ数を割いているのがわかる。行政の定義が難しいのは憲法に明確な定義が書かれていないからである。行政法の先生はここをはっきりしないと教科書にどこまで書くのか守備範囲がはっきりしなくて不都合だから、この難題に何とか結論づけようとする努力が窺える。

その点、電気通信事業法だけに特化すると、行政機関として登場するのは総務大臣をはじめとしていくつかの省の長と都道府県知事、さらにいくつかの行政委員会¹²と審議会くらいのもので、これらを行政主体と考えるならば、これらの行政主体の行為により電気通信事業者をはじめとする民間の主体に対して作用する行為を行政行為と理解しておけば実態からはずれることはない。

(2) 行政作用法と行政組織法

行政機関が行政法上果たす役割とこれに関する課題とを論じる分野は「行政作用法」と呼ばれる。ここで「機関」の語は、伝統的な行政法上の語法によれば、大臣や知事のように行政組織の意思決定に責任を持つ組織長のことをいう。例えば総務省である種の認定をするとき、担当官が認定の申請書を受理してその内容を審査し省令の基準に適合するとの結論を得た上で、上長に説明して省内の決裁を経て認定の結論を申請者に伝えるという一連の手続が進行するが、これを「総務大臣が認定をする」と表現する。認定書のようなものが交付されるときは、その時の総務大臣の名前が記載されるが、大臣本人が自分の目で見て認定しているわけではない。こういうときは機関として的大臣を主語として法文が書かれるのである。電気通信事業法に限らず行政法と呼ばれる分野に属すると思われる法律ではこの語法が常識と思って良い。ところが国家行政組織法（昭 23 法 120 号）では大臣ではなく「省、委員会及び庁」を「行政機関」と呼んでいる[国家行政組織法 3②]のでとても

¹² 電気通信紛争処理委員会のような国の委員会と都道府県の土地収用委員会とが登場する。